

## 社会資本整備総合交付金に関するFAQ

これまでに地方公共団体からお問い合わせをいただいたご質問のうち主なものについて作成しました。

### 【社会資本総合整備計画の記載内容関係】

Q1 整備計画の目標は、どのようなことを記載するのですか。

計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標について、解決しようとする政策課題が明確になるよう記載してください。また、目標を定量化した評価指標を一種類以上設定し、数値で明示してください。

Q2 事業期間が長期で、事業の完了が計画期間後になるものを盛り込んでもよいのですか。

計画期間内（おおむね3～5年）には完成しない事業・箇所が交付対象事業に含まれること自体は支障なく、計画期間内に何らかの一部でも事業効果が発現し、整備計画の目標の実現に資するようにしてください。

### 【交付対象事業関係】

Q3 効果促進事業としてはどのような事業ができるのですか。

効果促進事業は、整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（ソフト事業を含む）であり、例えば観光案内情報板の整備や社会実験にも使用できるなど、地方公共団体の創意工夫を発揮することができます。具体的なイメージについては、資料「効果促進事業のイメージ」を用意していますのでご参照ください。

Q4 基幹事業は整備計画ごとに1つに限るのですか。複数や多種の基幹事業を組み合わせて整備計画を策定することは可能ですか。

基幹事業として整備計画に位置付ける事業の種類に一律の上限は設けていません。ただ、整備計画は、各地域の具体的な政策課題を解決するためのものですから、整備計画に掲げる目標及び評価指標の設定内容に対して、基幹事業等の構成が妥当であることが必要です。

Q 5 一般国道を基幹事業とし都道府県道を関連社会資本整備事業とするように、基幹事業に同種の関連社会資本整備事業を組み合わせることは可能ですか。

一般国道と都道府県道は、いずれも道路事業であり、基幹事業と同一種類の事業は関連社会資本整備事業の対象になりません。ただ、都道府県道を一般国道とともに基幹事業に位置付けることはもちろん可能です。

Q 6 基幹事業として位置付ける要件を満たす事業を関連社会資本整備事業として実施することは可能ですか。

ご指摘の事業を関連社会資本整備事業として位置付けることは可能です。その際には、整備計画の目標に照らして、関連社会資本整備事業の趣旨を踏まえ、基幹事業と一体的に実施することが必要な事業と位置づけることが有効であることを説明できる必要があります。

Q 7 維持費や経常的経費は交付対象とできないのですか。

道路や河川等の維持費は、道路法、河川法等により、施設を管理する地方公共団体が費用を負担することとされているため、本交付金の対象とはしていません。

また、本交付金は、財政法第4条の規定に基づく公債を財源とすることから、経常的経費は、本交付金の交付対象としていません。

#### 【計画提出手続き関係】

Q 8 整備計画は、1本の計画書に複数まとめて提出するのですか。事業のまとまりごとに別々に提出するのですか。

複数の整備計画それぞれを一の計画書として提出することもできますし、とりまとめて一の計画書として提出することもできますので、自由にご判断ください。

Q 9 新規事業に本交付金を充てるには、いつまでに何をすればよいのですか。

いわゆる新規事業に交付金の交付を受けるには、当該事業を盛り込んだ整備計画を予算成立後速やかに策定・提出いただくか、あるいは、22年度当初

の速やかな執行の観点から設ける経過措置の適用を受けて、整備計画に相当する事項を含む一定の計画に新規事業を位置付け、これを提出いただく必要があります。

既にお願ひしていますが、公表された資料をもとに、3月中に計画案を作成しておくとともに、新規事業の関係部署に早めにご相談ください。

Q10 事前評価を行う必要があるのですか。

整備計画の作成に当たっては、国土交通大臣への提出前に、目標の妥当性、整備計画の効果・効率性、整備計画の実現可能性について、自主的・主体的に検証を行っていただくようお願いします。

【その他】

Q11 補助率の嵩上げ等はこれまでどおり適用されるのですか。

これまで後進地域特例法や地域振興立法等に基づき国の負担又は補助の嵩上げ措置が講じられてきた事業については、引き続き同様の措置を講じていくことを基本に検討しています。

Q12 地方財政措置はどのようなのですか。

新交付金の地方財政措置については、従来の補助金・交付金の地方財政措置と同様の措置を講じていくことを基本に、総務省において検討が行われていると承知しています。

Q13 交付を受けた交付金の流用はどの範囲でできるのですか。

公共事業では、実際に事業を進めていくと、年度初めに交付金の交付を受ける際の予定ほど事業が進捗しなかったり、逆に予定以上に事業を進められることがあります。

新交付金（国費）は、同一の整備計画内に位置づけられた複数の事業の間で基本的に自由に流用することが可能ですので、地方公共団体の自由な判断で効率的に資金を活用し、効果的に事業を進めることができます。